＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　　＊
＊　柏原市議会定例会議案　＊
＊　　＊
＊　　＊
＊　平成２８年第１回　＊
＊　　＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

（平成２８年２月２３日）

目　　次

平成２８年２月２３日　定例会

議案等番号	議　　案　　等　　名	ページ
報 告 第 １ 号	専決処分報告について 「専決第１号　柏原市市税条例の一部改正について」	１
報 告 第 ２ 号	専決処分報告について 「専決第２号　損害賠償の額の決定及び和解について」	４
報 告 第 ３ 号	専決処分報告について 「専決第３号　平成２７年度柏原市一般会計補正予算（第７号)」	６
議 案 第 １ 号	平成２８年度柏原市一般会計予算	別冊
議 案 第 ２ 号	平成２８年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算	別冊
議 案 第 ３ 号	平成２８年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）予算	別冊
議 案 第 ４ 号	平成２８年度柏原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案 第 ５ 号	平成２８年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案 第 ６ 号	平成２８年度柏原市市立柏原病院事業会計予算	別冊
議 案 第 ７ 号	平成２８年度柏原市水道事業会計予算	別冊
議 案 第 ８ 号	平成２８年度柏原市下水道事業会計予算	別冊
議 案 第 ９ 号	市道の路線認定及び廃止について	１２
議案第１０号	副市長の選任につき同意を求めることについて	１４

議案第１１号	副市長の選任につき同意を求めることについて	１５
議案第１２号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	１６
議案第１３号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	１７
議案第１４号	柏原市行政不服審査会条例の制定について	１９
議案第１５号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	２２
議案第１６号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	２８
議案第１７号	職員の厚生制度に関する条例の制定について	３２
議案第１８号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	３５
議案第１９号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	３７
議案第２０号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	５２
議案第２１号	一般職の職員の給料月額の臨時特例に関する条例の制定について	５４
議案第２２号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	５８
議案第２３号	職員の旅費に関する条例の一部改正について	６０
議案第２４号	柏原市こども医療費の助成に関する条例の一部改正について	６４

議案第２５号	柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例の一部改正について	６７
議案第２６号	柏原市国民健康保険条例の一部改正について	６９
議案第２７号	平成２７年度柏原市一般会計補正予算（第８号）	７１
議案第２８号	平成２７年度柏原市一般会計補正予算（第９号）	７７
議案第２９号	平成２７年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）	９８
議案第３０号	平成２７年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第１号）	１０３

報告第１号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

記

専決第１号　　柏原市市税条例の一部改正について

専決第１号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２７年１２月２８日専決

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第３１号

柏原市市税条例の一部を改正する条例

第４４条第２項第１号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第６８条第１項第１号中「及び個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第１１７条第２項第１号中「個人番号又は」を削る。

附　則

この条例は、平成２８年１月１日から施行する。

報告第２号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第１８０条第１項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により、議会に報告する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

記

専決第２号　　損害賠償の額の決定及び和解について

専決第２号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

平成２８年１月６日専決

柏原市長　中　野　隆　司

記

事　　由	事　由　発　生 日　時　・　場　所	損害賠償の 相　手　方	損害賠償の額	当事者
市道上における自転車転倒事故	平成 27 年 10 月 22 日 午後 5 時 40 分頃 柏原市河原町 1-67 地先 市道上市法善寺線	柏原市在住 女性	15,456 円	柏原市

報告第３号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

記

専決第３号　　平成２７年度柏原市一般会計補正予算（第７号）

専決第３号

平成２７年度柏原市一般会計補正予算（第７号）

平成２７年度柏原市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，８７２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６，１２８，７０８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年１月２８日専決

柏原市長　中　野　隆　司

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18　諸　　収　　入		1,418,680	1,872	1,420,552
	5　雑　　入	701,889	1,872	703,761
歳　入　合　計		26,126,836	1,872	26,128,708

歳　　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総　　務　　費		2,746,157	1,872	2,748,029
	1　総務管理費	2,053,998	1,872	2,055,870
歳　出　合　計		26,126,836	1,872	26,128,708

平成２７年度柏原市一般会計補正予算（第７号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）１８　諸収入

（項）５　雑入　　（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
18			諸収入	1,418,680	1,872	1,420,552			
	5		雑入	701,889	1,872	703,761			
		2	雑入	701,339	1,872	703,211			
							1 雑入	1,872	その他雑入

歳　　出

（款）２　総務費

（項）１　総務管理費　　（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
2		総務費	2,746,157	1,872	2,748,029		1,872			
	1	総務管理費	2,053,998	1,872	2,055,870		1,872			
		5 企画費	56,847	1,872	58,719		1,872			
								12 役務費	1,872	2 ふるさと納税推進事業手数料

議案第９号

市道の路線認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定及び廃止する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

記

（１）　認定する路線

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
3－18	古　町 18 号線	古町 3 丁目 469－26 地先 古町 3 丁目 469－25 地先	
3－19	古　町 19 号線	古町 1 丁目 609－10 地先 古町 1 丁目 609－16 地先	
9－101	法善寺 101 号線	法善寺 1 丁目 76－11 地先 法善寺 1 丁目 76－1 地先	
11－47	平　野 47 号線	平野 2 丁目 349－3 地先 平野 2 丁目 349－12 地先	
12－47	大　県 47 号線	大県 3 丁目 102－1 地先 大県 3 丁目 103－2 地先	
28－42	東　条 42 号線	国分東条町 1784－10 地先 国分東条町 1784－4 地先	

28－43	東　条 43 号線	国分東条町 1785－4 地先 国分東条町 1787－9 地先	

（２）　廃止する路線

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
11－47	平　野 47 号線	平野 2 丁目 349－3 地先 平野 2 丁目 349－12 地先	

議案第１０号

副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市副市長に選任したいので、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求める。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

議案第１１号

副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市副市長に選任したいので、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求める。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

議案第１２号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

議案第１３号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（平成２４年柏原市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の項の次に次のように加える。

柏原市公共施設等総合管理計画専門委員会	公共施設等総合管理計画の策定及び公共施設等の再配置案の作成についての審議に関すること。

別表の１の表に次のように加える。

柏原市都市計画道路田辺旭ヶ丘線再評価委員会	都市計画道路田辺旭ヶ丘線整備事業の再評価に関すること。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

議案第１４号

柏原市行政不服審査会条例の制定について

柏原市行政不服審査会条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

柏原市行政不服審査会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８１条第４項の規定に基づき、同条第１項の規定により設置する柏原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審査会は、委員５人以内で組織する。

（委員）

第３条　委員は、審査会の権限に属する事項について公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政について優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

２　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

４　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第４条　審査会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

４　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその

議長となる。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会議は、公開しない。

（庶務）

第６条　審査会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（最初に開かれる会議）

２　この条例の施行の日以後最初に開かれる会議及び委員の任期満了後最初に開かれる会議における会長が決定されるまでの会長の職務は、市長が行う。

（非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年柏原市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表の２の表中

「

指定管理者選定委員会委員	〃　10,000 円	〃

」

を

「

指定管理者選定委員会委員	〃　10,000 円	〃
行政不服審査会委員	〃　20,000 円	〃

」

に改める。

議案第１５号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年柏原市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２２条の３第４項中「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第１４条又は第４５条」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１８条第１項本文」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第２条　職員の退職手当に関する条例（昭和３３年柏原市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１２条の２第４項中「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第１４条又は第４５条」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１８条第１項本文」に改める。

（柏原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第３条　柏原市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年柏原市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第５条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（柏原市情報公開条例の一部改正）

第４条　柏原市情報公開条例（平成１２年柏原市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第３章　不服申立て

第１節　諮問等（第１７条～第１９条）

第２節　情報公開審査会（第２０条～第２４条）

第３節　審査会の調査審議の手続（第２５条～第３１条）

」

を

「

第３章　審査請求（第１７条～第３１条）

」

に改める。

第１３条第１項中「第１８条」を「第１８条第２項」に改め、同条第３項中「第１７条及び」を削る。

第３章の章名を次のように改める。

第３章　審査請求

第３章第１節の節名を削り、第１７条を次のように改める。

（審査請求先）

第１７条　開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求は、市長に対してするものとする。

第１７条の次に次の１条を加える。

（審理員による審理手続の適用除外）

第１７条の２　前条の審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

第１８条を次のように改める。

（審査会への諮問）

第１８条　市長は、第１７条の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、柏原市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1)　審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定をするとき（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。

２　市長は、前項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2)　開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3)　当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第１９条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第１号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第２号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」に改め、「又は決定」を削る。

第３章第２節の節名を削り、第２０条の見出しを「(審査会の設置)」に改め、同条中「第１７条」を「第１８条第１項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第３章第３節の節名を削り、第２５条第１項中「諮問庁」を「処分庁等（行政不服審査法第４条第１号に規定する処分庁等をいう。以下この条において同じ。)」に、「開示決定等」を「審査請求」に改め、同条第２項中「諮問庁」を「処分庁等」に改め、同条第３項中「諮問庁」を「処分庁等」に、「開示決定等」を「審査請求」に改め、同条第４項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「諮問庁」を「処分庁等」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第２６条第１項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第２項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第２７条、第２８条及び第２９条第１項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第３１条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（柏原市個人情報保護条例の一部改正）

第５条　柏原市個人情報保護条例（平成１２年柏原市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第３章の章名を次のように改める。

第３章　審査請求

第２３条を次のように改める。

（審査請求先）

第２３条　開示請求、訂正等の請求若しくは利用等中止の請求に対する決定又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用等中止の請求に係る不作為に係る審査請求は、市長に対してするものとする。

第２３条の次に次の２条を加える。

（審理員による審理手続の適用除外）

第２３条の２　前条の審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第２３条の３　市長は、第２３条の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1)　審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき（当該個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が記録されているときを除く。）。

(3)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正等をすることとするとき（当該個人情報に訂正等請求者以外の者に関する情報が記録されているときを除く。）。

(4)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用等中止をすることとするとき（当該個人情報に利用等中止請求者以外の者に関する情報が記録されているときを除く。）。

２　市長は、前項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下この項及び第２５条第４項において同じ。）

(2)　開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第２４条第１項中「前条に規定する」を「前条第１項の規定による」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第２５条第１項中「、諮問をした市の機関（以下「諮問庁」という。）」を「、処分庁等（行政不服審査法第４条第１号に規定する処分庁等をいう。以

下この条において同じ。)」に、「開示決定等」を「審査請求」に改め、同条第２項中「諮問庁」を「処分庁等」に改め、同条第３項中「諮問庁」を「処分庁等」に、「開示決定等」を「審査請求」に改め、同条第４項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「諮問庁」を「処分庁等」に改める。

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第６条　人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年柏原市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第５条第２号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた柏原市情報公開条例第１０条第１項に規定する開示決定等又は施行日前にされた同条例第４条第１項に規定する開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

３　施行日前にされた柏原市個人情報保護条例第１０条第１項に規定する開示請求、同条例第１７条に規定する訂正等の請求若しくは同条例第２０条第２項に規定する利用等中止の請求に対する決定又は施行日前にされた開示請求、訂正等の請求若しくは利用等中止の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

議案第１６号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年柏原市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改める。

第３条第３項中「市長が定める」を「別表第４に定めるとおりとする」に改める。

別表第３の次に次の１表を加える。

別表第４　等級別基準職務表（第３条第３項関係）

(1)　一般職給料表　等級別基準職務表

等級	基準となる職務
特１等級	1　部長の職務 2　部長の職務に相当する職務で規則で定めるもの
特２等級	1　部の次長の職務 2　部の次長の職務に相当する職務で規則で定めるもの
１等級	1　課長の職務 2　課長の職務に相当する職務で規則で定めるもの
２等級	1　課長補佐の職務 2　課長補佐の職務に相当する職務で規則で定めるもの
３等級	1　係長の職務 2　係長の職務に相当する職務で規則で定めるもの
４等級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
５等級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務
６等級	定型的な業務を行う職務

(2)　教育職給料表　等級別基準職務表

等級	基準となる職務

特１等級	部長又は理事の職務
１等級	１　次長又は課長の職務 ２　高度の経験を有する幼稚園の園長の職務
２等級	１　相当の経験を有する幼稚園の園長の職務 ２　幼稚園の園長の職務 ３　幼稚園の教諭又は養護教諭の職務

(3)　医療職給料表　等級別基準職務表

等級	基準となる職務
特１等級	部長、理事、次長、課長又は参事の職務
１等級	課長補佐又は主幹の職務
２等級	係長又は主査の職務
３等級	１　保健師の職務 ２　看護師の職務 ３　困難な業務を行う准看護師の職務
４等級	准看護師の職務

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第２条　職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和３２年柏原市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改める。

（職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第３条　職員の服務の宣誓に関する条例（昭和３３年柏原市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「第９条」を「第９条の２第１２項」に、「基き」を「基づき」に、「関し」を「ついて」に改める。

第２条中「なつた」を「なった」に、「別記様式第１から第２まで」を「別記様式」に、「行つて」を「行って」に改める。

第３条中「外」を「ほか」に、「関し」を「ついて」に改める。

別記様式第２を削り、別記様式第１を別記様式とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第４条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年柏原市条例第２号）

の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改める。

第８条の３第１項中「一般職の職員の給与に関する条例」の次に「(昭和３２年柏原市条例第１８号)」を加える。

第１４条第３項中「(昭和３２年柏原市条例第１８号)」を削る。

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第５条　人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年柏原市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条中第９号を第１１号とし、第８号を第１０号とし、同条第７号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第９号とし、同条第６号を同条第７号とし、同号の次に次の１号を加える。

(8)　職員の退職管理の状況

第３条中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

(2)　職員の人事評価の状況

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

議案第１７号

職員の厚生制度に関する条例の制定について

職員の厚生制度に関する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

職員の厚生制度に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第４２条に規定する職員の厚生制度の実施（以下「制度の実施」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第２条　この条例において職員とは、次に掲げる者をいう。

(1)　市長

(2)　副市長

(3)　教育長

(4)　上下水道事業管理者

(5)　病院事業管理者

(6)　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年柏原市条例第１８号）の適用を受ける者

(7)　水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年柏原市条例第４６号）の適用を受ける者

(8)　柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年柏原市条例第８号）の適用を受ける者

（実施方法）

第３条　制度の実施のための事業（以下「事業」という。）は、職員で組織する柏原市職員福利厚生会（以下「福利厚生会」という。）に行わせることができる。

（補助）

第４条　市は、福利厚生会に対して、職員から徴収する会費の年間総額と同額以内の額で、予算の範囲内において事業に係る経費の一部を補助することができる。

（事務従事及び施設の利用）

第５条　市長は、福利厚生会に事業を行わせるときは、職員をその事務に従事させ、又は市の施設を利用させることができる。

（委任）

第６条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（職員の共済制度に関する条例の廃止）

２　職員の共済制度に関する条例（昭和３３年柏原市条例第１５号）は、廃止する。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

３　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年柏原市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１５条の４中第１号及び第２号を削り、第３号を第１号とし、第４号から第６号までを２号ずつ繰り上げる。

議案第１８号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年柏原市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第１項の表右欄及び同条第２項の表右欄中「０．８６」を「０．８８」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第５条第１項及び第２項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第１９号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年柏原市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２３条第２項第１号中「１００分の７５」を「１００分の８５」に改め、同項第２号中「１００分の３５」を「１００分の４０」に改める。

附則第２１項中「１００分の１．１２５」を「１００分の１．２７５」に、「１００分の７５」を「１００分の８５」に改める。

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１　一般職給料表（第３条第１項関係）

職員の区分	職務の等級 / 号給	特１等級	特２等級	１等級	２等級	３等級	４等級	５等級	６等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	406,900	361,300	317,000	286,200	259,900	226,400	190,200	140,100
	2	409,300	363,900	319,200	288,400	261,900	228,000	192,000	141,200
	3	411,800	366,400	321,500	290,700	263,700	229,500	193,800	142,400
	4	414,200	369,000	323,700	292,900	265,800	231,100	195,600	143,500
	5	416,100	371,100	326,000	294,900	267,700	232,600	197,200	144,600
	6	418,400	373,600	328,000	297,200	269,600	234,300	199,000	145,700
	7	420,500	375,900	330,200	299,500	271,600	235,800	200,800	146,800
	8	422,700	378,400	332,400	301,800	273,700	237,400	202,600	147,900
	9	424,700	380,900	334,500	303,900	275,800	238,900	204,300	149,000
	10	426,800	383,600	336,700	306,200	277,800	240,400	206,100	150,400
	11	428,900	386,200	338,800	308,400	279,900	242,000	207,900	151,700
	12	431,000	388,900	341,000	310,700	282,000	243,500	209,700	153,000
	13	432,700	391,300	343,000	312,900	284,000	245,000	211,100	154,300
	14	434,500	393,600	345,000	315,000	286,100	246,500	212,900	155,800
	15	436,500	395,800	347,100	317,200	288,100	247,900	214,600	157,300
	16	438,500	398,200	349,100	319,300	290,200	249,300	216,400	158,900
	17	440,400	400,000	351,000	321,400	292,200	250,800	218,100	160,200
	18	442,200	402,000	353,000	323,400	294,200	252,600	219,800	161,700
	19	444,000	403,900	354,800	325,500	296,300	254,300	221,400	163,200
	20	445,700	405,700	356,700	327,500	298,300	256,100	223,000	164,700
	21	447,500	407,600	358,700	329,500	300,400	257,800	224,500	166,100
	22	449,000	409,400	360,600	331,600	302,500	259,600	226,200	168,800
	23	450,400	411,200	362,600	333,600	304,500	261,400	227,800	171,400
	24	451,900	413,100	364,500	335,700	306,600	263,100	229,400	174,000
	25	453,300	414,900	366,500	337,300	308,400	265,100	230,800	176,700
	26	454,600	416,400	368,400	339,200	310,500	267,000	232,300	178,400
	27	455,900	417,900	370,400	341,100	312,600	268,800	233,800	180,100
	28	457,100	419,500	372,400	343,000	314,600	270,700	235,100	181,800
	29	458,100	421,100	373,900	344,700	316,600	272,400	236,400	183,300
	30	458,800	422,400	375,700	346,600	318,600	274,300	237,600	185,100
	31	459,600	423,700	377,500	348,500	320,700	276,200	238,700	186,900
	32	460,300	424,900	379,100	350,300	322,800	278,000	239,900	188,600
	33	461,000	426,100	380,900	352,200	324,300	279,700	241,200	190,200
	34	461,800	427,400	382,300	354,000	326,300	281,600	242,500	191,700
	35	462,500	428,700	383,800	355,800	328,200	283,400	243,700	193,200
	36	463,100	429,900	385,400	357,500	330,300	285,300	245,000	194,700
	37	463,600	431,100	386,800	358,900	332,200	287,000	246,000	196,000
	38	464,200	431,900	388,000	360,200	334,100	288,700	247,400	197,300
	39	464,800	432,700	389,200	361,600	336,100	290,500	248,900	198,600
	40	465,400	433,500	390,300	363,000	338,000	292,300	250,400	199,900
	41	465,900	434,100	391,400	364,300	339,900	294,000	251,800	201,200
	42	466,400	434,800	392,600	365,200	341,800	295,700	253,200	202,500
	43	466,800	435,500	393,800	366,300	343,600	297,400	254,600	203,800

44	467, 100	436, 200	394, 900	367, 400	345, 500	299, 000	256, 000	205, 100
45	467, 400	437, 000	395, 600	368, 200	347, 000	300, 700	257, 200	206, 300
46		437, 800	396, 300	369, 100	348, 400	302, 400	258, 500	207, 600
47		438, 200	397, 000	370, 000	349, 900	304, 000	259, 900	208, 900
48		438, 900	397, 700	370, 900	351, 400	305, 700	261, 300	210, 200
49		439, 400	398, 300	371, 800	353, 000	306, 900	262, 600	211, 300
50		439, 800	398, 900	372, 600	353, 800	308, 400	263, 700	212, 400
51		440, 200	399, 400	373, 400	355, 000	309, 900	265, 000	213, 400
52		440, 600	399, 800	374, 200	356, 000	311, 500	266, 300	214, 500
53		441, 000	400, 200	374, 900	356, 900	313, 100	267, 400	215, 600
54		441, 400	400, 500	375, 600	358, 000	314, 700	268, 500	216, 600
55		441, 800	400, 800	376, 300	358, 900	316, 300	269, 800	217, 500
56		442, 100	401, 100	377, 000	360, 000	317, 800	271, 100	218, 500
57		442, 400	401, 400	377, 500	360, 900	319, 300	272, 200	219, 200
58		442, 800	401, 700	378, 100	361, 600	320, 500	273, 200	220, 100
59		443, 100	402, 000	378, 700	362, 300	321, 700	274, 300	221, 000
60		443, 400	402, 300	379, 400	363, 000	322, 900	275, 400	221, 900
61		443, 700	402, 600	379, 800	363, 400	323, 600	276, 600	222, 600
62			402, 900	380, 500	364, 000	324, 500	277, 600	223, 600
63			403, 200	381, 100	364, 700	325, 300	278, 500	224, 500
64			403, 500	381, 700	365, 400	326, 100	279, 500	225, 400
65			403, 800	382, 100	365, 700	327, 000	280, 300	226, 100
66			404, 100	382, 700	366, 400	327, 400	281, 200	227, 000
67			404, 400	383, 300	367, 100	328, 100	281, 900	227, 900
68			404, 700	383, 900	367, 800	328, 900	282, 800	229, 000
69			404, 900	384, 300	368, 100	329, 700	283, 800	229, 800
70			405, 200	384, 800	368, 700	330, 400	284, 600	230, 500
71			405, 500	385, 300	369, 400	331, 100	285, 400	231, 200
72			405, 800	385, 900	370, 000	331, 800	286, 200	232, 000
73			406, 000	386, 200	370, 300	332, 300	287, 000	232, 800
74			406, 300	386, 600	370, 900	332, 900	287, 500	233, 500
75			406, 600	387, 000	371, 600	333, 400	287, 900	234, 200
76			406, 800	387, 400	372, 200	334, 000	288, 400	234, 900
77			407, 000	387, 700	372, 600	334, 300	288, 500	235, 600
78			407, 300	388, 000	373, 100	334, 800	288, 900	236, 400
79			407, 600	388, 300	373, 700	335, 200	289, 100	237, 200
80			407, 800	388, 600	374, 200	335, 700	289, 500	238, 000
81			408, 000	388, 800	374, 700	336, 100	289, 700	238, 700
82			408, 300	389, 100	375, 300	336, 600	289, 900	239, 400
83			408, 600	389, 400	375, 800	337, 100	290, 300	240, 100
84			408, 800	389, 600	376, 100	337, 600	290, 600	240, 800
85			409, 000	389, 800	376, 500	337, 900	290, 900	241, 500
86				390, 100	377, 000	338, 300	291, 200	242, 200
87				390, 400	377, 400	338, 800	291, 500	242, 900
88				390, 600	377, 800	339, 200	291, 900	243, 600
89				390, 800	378, 200	339, 500	292, 200	244, 300
90				391, 100	378, 700	339, 900	292, 600	244, 800

	91				391, 400	379, 100	340, 400	292, 900	245, 300
	92				391, 600	379, 500	340, 800	293, 300	245, 800
	93				391, 800	379, 800	341, 000	293, 400	246, 100
	94						341, 400	293, 600	
	95						341, 900	294, 000	
	96						342, 300	294, 400	
	97						342, 400	294, 600	
	98						342, 900	294, 900	
	99						343, 300	295, 300	
	100						343, 600	295, 700	
	101						343, 900	295, 900	
	102						344, 300	296, 200	
	103						344, 700	296, 600	
	104						345, 100	296, 900	
	105						345, 600	297, 100	
	106						346, 000	297, 400	
	107						346, 400	297, 800	
	108						346, 800	298, 100	
	109						347, 300	298, 300	
	110						347, 700	298, 700	
	111						348, 000	299, 100	
	112						348, 300	299, 400	
	113						348, 800	299, 500	
	114							299, 800	
	115							300, 100	
	116							300, 500	
	117							300, 700	
	118							300, 900	
	119							301, 200	
	120							301, 500	
	121							301, 900	
	122							302, 100	
	123							302, 400	
	124							302, 700	
	125							303, 000	
再任用職員		388, 700	355, 600	313, 900	288, 500	273, 400	254, 000	214, 000	186, 500

別表第２　教育職給料表（第３条第１項関係）

職員の区分	職務の等級 / 号給	特１等級	１等級	２等級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	407,300	282,500	168,900
	2	408,800	285,600	171,000
	3	410,400	288,600	173,100
	4	411,900	291,700	175,300
	5	413,600	294,300	177,300
	6	415,200	297,300	179,500
	7	416,700	300,400	181,700
	8	418,300	303,400	183,900
	9	419,700	306,400	186,200
	10	421,100	309,200	189,000
	11	422,500	312,000	191,700
	12	423,800	314,900	194,400
	13	425,000	317,600	197,300
	14	426,300	319,900	199,000
	15	427,700	322,100	200,700
	16	429,100	324,400	202,400
	17	430,400	326,600	204,200
	18	431,800	328,900	205,900
	19	433,100	331,100	207,600
	20	434,400	333,300	209,200
	21	435,700	335,600	211,000
	22	437,100	337,800	212,900
	23	438,400	340,100	214,800
	24	439,800	342,300	216,700
	25	441,000	344,500	218,400
	26	442,200	346,300	220,400
	27	443,400	348,200	222,400
	28	444,600	350,000	224,400
	29	445,900	351,800	226,200
	30	447,000	353,700	228,900
	31	448,200	355,400	231,600
	32	449,300	357,300	234,300
	33	450,500	359,100	236,800
	34	451,400	360,800	239,600
	35	452,200	362,600	242,300
	36	452,900	364,300	245,100
	37	453,500	366,100	247,700
	38	454,200	367,700	250,200
	39	454,900	369,300	252,700
	40	455,600	370,800	255,100
	41	456,200	372,500	257,700
	42	456,900	374,100	260,100
	43	457,400	375,600	262,400

	44	457, 800	377, 200	264, 600
	45	458, 200	378, 800	266, 800
	46	459, 000	380, 300	269, 000
	47	459, 800	381, 900	271, 200
	48	460, 700	383, 400	273, 100
	49	461, 600	384, 800	275, 600
	50	462, 500	386, 300	277, 700
	51	463, 300	387, 800	279, 900
	52	464, 200	389, 300	282, 200
	53	465, 100	390, 800	284, 400
	54		392, 200	286, 700
	55		393, 500	289, 000
	56		394, 800	291, 100
	57		396, 300	292, 900
	58		397, 700	295, 500
	59		399, 100	298, 100
	60		400, 400	300, 800
	61		401, 700	303, 100
	62		403, 100	305, 600
	63		404, 400	308, 000
	64		405, 800	310, 500
	65		407, 000	312, 800
	66		408, 100	315, 000
	67		409, 200	317, 100
	68		410, 400	319, 300
	69		411, 500	321, 500
	70		412, 700	323, 700
	71		413, 800	325, 900
	72		415, 000	327, 900
	73		416, 000	330, 000
	74		416, 800	332, 100
	75		417, 600	334, 300
	76		418, 400	336, 400
	77		419, 200	338, 400
	78		419, 900	340, 300
	79		420, 600	342, 100
	80		421, 300	344, 000
	81		422, 000	345, 600
	82		422, 700	347, 400
	83		423, 200	349, 200
	84		423, 900	350, 900
	85		424, 500	352, 600
	86		425, 200	354, 300
	87		425, 900	355, 900
	88		426, 500	357, 600
	89		427, 200	359, 200
	90		427, 800	360, 400

	91		428, 400	361, 800
	92		429, 100	363, 200
	93		429, 600	364, 700
	94		430, 300	365, 900
	95		431, 000	367, 200
	96		431, 700	368, 500
	97		432, 000	369, 900
	98		432, 600	370, 900
	99		433, 300	372, 000
	100		434, 000	373, 100
	101		434, 500	374, 300
	102		435, 200	375, 300
	103		435, 900	376, 400
	104		436, 600	377, 500
	105		437, 100	378, 500
	106		437, 700	379, 400
	107		438, 400	380, 300
	108		439, 100	381, 300
	109		439, 600	382, 200
	110		440, 300	383, 200
	111		441, 000	384, 200
	112		441, 700	385, 100
	113		442, 200	385, 900
	114			386, 800
	115			387, 700
	116			388, 600
	117			389, 500
	118			390, 300
	119			391, 100
	120			391, 900
	121			392, 600
	122			393, 400
	123			394, 200
	124			394, 900
	125			395, 500
	126			396, 100
	127			396, 800
	128			397, 400
	129			398, 100
	130			398, 600
	131			399, 300
	132			399, 900
	133			400, 400
	134			400, 900
	135			401, 500
	136			402, 000
	137			402, 400

	138			403,000
	139			403,500
	140			403,900
	141			404,300
	142			404,900
	143			405,500
	144			406,100
	145			406,500
	146			407,100
	147			407,700
	148			408,200
	149			408,600
	150			409,200
	151			409,800
	152			410,400
	153			410,800
	154			411,400
	155			412,000
	156			412,600
	157			412,900
	158			413,500
	159			414,100
	160			414,700
	161			415,100
再任用職員		406,200	324,900	271,100

備考　この表は、幼稚園の園長、教諭及び養護教諭に適用する。

別表第３　医療職給料表（第３条第１項関係）

職員の区分	職務の等級 / 号給	特１等級	１等級	２等級	３等級	４等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	283,000	257,300	234,300	185,900	158,400
	2	284,800	258,300	236,100	188,000	159,800
	3	286,700	259,200	237,900	190,100	161,300
	4	288,700	260,300	239,700	192,100	162,700
	5	290,500	261,200	241,100	194,200	164,200
	6	292,300	262,200	242,400	196,500	165,700
	7	294,200	263,000	243,600	198,800	167,200
	8	296,100	264,100	244,900	201,100	168,700
	9	298,000	265,200	246,000	203,500	170,000
	10	299,900	266,000	247,100	204,900	171,700
	11	301,700	267,200	248,000	206,300	173,300
	12	303,600	268,400	249,000	207,700	174,900
	13	305,300	269,700	250,300	209,100	176,400
	14	307,000	271,100	251,400	210,600	178,400
	15	308,800	272,300	252,200	212,100	180,400
	16	310,600	273,800	253,200	213,300	182,400
	17	312,500	275,200	254,100	214,700	184,600
	18	314,100	276,600	255,000	216,200	186,700
	19	315,800	277,900	256,000	217,700	188,800
	20	317,500	279,400	257,000	219,200	190,900
	21	319,000	281,000	257,900	220,600	193,000
	22	320,500	282,600	258,900	222,300	195,200
	23	322,100	284,100	259,900	224,000	197,400
	24	323,600	285,600	260,900	225,700	199,600
	25	325,300	286,900	262,100	227,100	201,600
	26	326,700	288,700	263,500	228,800	202,900
	27	328,200	290,500	264,700	230,500	204,200
	28	329,800	292,200	266,100	232,200	205,500
	29	331,200	293,800	267,400	233,800	206,700
	30	332,700	295,500	268,900	235,200	207,900
	31	334,100	297,100	270,500	236,500	209,200
	32	335,600	298,800	272,000	237,700	210,400
	33	337,200	300,300	273,600	239,000	211,700
	34	338,700	301,800	275,100	240,100	213,000
	35	340,300	303,400	276,400	241,000	214,300
	36	341,800	305,000	277,800	242,100	215,600
	37	343,500	306,500	279,400	243,200	217,000
	38	345,100	307,900	280,800	244,300	218,400
	39	346,600	309,500	282,300	245,200	219,800
	40	348,200	311,100	283,700	246,300	221,200
	41	349,400	312,700	285,300	247,100	222,200
	42	350,900	314,100	286,900	248,000	223,600
	43	352,400	315,500	288,400	248,900	225,000

44	353, 800	317, 000	290, 000	249, 900	226, 400
45	355, 400	318, 100	291, 400	250, 800	227, 600
46	356, 400	319, 500	292, 800	251, 800	229, 000
47	357, 900	320, 900	294, 300	252, 800	230, 300
48	359, 200	322, 400	295, 800	253, 800	231, 600
49	360, 600	323, 500	297, 100	254, 800	232, 700
50	362, 000	324, 900	298, 400	256, 000	233, 800
51	363, 300	326, 200	299, 800	257, 200	234, 800
52	364, 700	327, 500	301, 200	258, 500	235, 900
53	366, 200	328, 900	302, 700	259, 700	237, 000
54	367, 400	330, 300	304, 000	261, 200	238, 100
55	368, 500	331, 700	305, 400	262, 600	239, 100
56	369, 700	333, 000	306, 800	264, 100	240, 100
57	370, 800	333, 900	307, 900	265, 700	241, 100
58	371, 700	335, 200	309, 100	267, 300	242, 100
59	372, 700	336, 400	310, 300	268, 800	242, 900
60	373, 700	337, 700	311, 700	270, 400	243, 900
61	374, 300	338, 800	312, 800	271, 800	244, 900
62	375, 100	339, 700	314, 100	273, 300	245, 900
63	375, 900	340, 900	315, 400	274, 800	246, 800
64	376, 700	342, 200	316, 600	276, 200	247, 800
65	377, 400	343, 300	317, 900	277, 800	248, 700
66	378, 100	344, 500	319, 200	279, 300	249, 700
67	378, 900	345, 700	320, 500	280, 800	250, 800
68	379, 600	346, 800	321, 800	282, 300	251, 800
69	380, 200	347, 800	322, 500	283, 500	252, 700
70	380, 800	348, 800	323, 600	285, 000	253, 800
71	381, 500	349, 900	324, 700	286, 500	255, 000
72	382, 100	351, 000	325, 600	287, 900	256, 200
73	382, 800	351, 800	326, 900	289, 100	257, 600
74	383, 300	352, 900	327, 600	290, 500	258, 900
75	383, 900	354, 000	328, 700	291, 900	260, 200
76	384, 400	355, 100	329, 900	293, 200	261, 500
77	384, 800	355, 800	331, 000	294, 700	262, 500
78	385, 400	356, 600	332, 200	296, 000	263, 600
79	385, 900	357, 400	333, 300	297, 200	264, 900
80	386, 200	358, 100	334, 500	298, 500	266, 200
81	386, 500	358, 700	335, 600	299, 300	267, 300
82	387, 000	359, 200	336, 700	300, 500	268, 300
83	387, 400	359, 800	337, 700	301, 600	269, 400
84	387, 700	360, 300	338, 800	302, 800	270, 500
85	388, 000	360, 900	339, 700	303, 900	271, 400
86	388, 500	361, 400	340, 700	305, 100	272, 300
87	389, 000	362, 000	341, 600	306, 300	273, 400
88	389, 400	362, 500	342, 600	307, 400	274, 500
89	389, 700	362, 900	343, 600	308, 700	275, 500
90	390, 100	363, 300	344, 400	309, 900	276, 400

91	390, 600	363, 900	345, 200	311, 100	277, 400
92	391, 000	364, 400	346, 000	312, 300	278, 400
93	391, 400	364, 700	346, 600	313, 100	279, 400
94		365, 200	347, 200	313, 800	280, 400
95		365, 600	347, 900	314, 500	281, 300
96		365, 900	348, 500	315, 100	282, 300
97		366, 500	348, 900	315, 800	283, 200
98		367, 000	349, 300	316, 100	284, 000
99		367, 500	349, 800	316, 700	284, 600
100		368, 000	350, 200	317, 400	285, 500
101		368, 600	350, 700	317, 800	286, 300
102		369, 100	351, 100	318, 400	287, 100
103		369, 600	351, 600	319, 000	287, 900
104		370, 000	352, 000	319, 600	288, 700
105		370, 600	352, 300	320, 000	289, 400
106		371, 100	352, 800	320, 500	289, 900
107		371, 600	353, 200	321, 000	290, 400
108		372, 100	353, 500	321, 500	290, 900
109		372, 700	354, 000	321, 900	291, 100
110		373, 100	354, 500	322, 300	291, 400
111		373, 600	355, 000	322, 600	291, 600
112		374, 100	355, 500	322, 900	292, 000
113		374, 700	356, 000	323, 300	292, 300
114			356, 500	323, 700	292, 500
115			357, 000	324, 100	292, 900
116			357, 400	324, 400	293, 200
117			357, 800	324, 600	293, 500
118			358, 200	324, 900	293, 800
119			358, 700	325, 300	294, 100
120			359, 200	325, 500	294, 500
121			359, 600	325, 700	294, 800
122			360, 100	326, 000	295, 200
123			360, 600	326, 300	295, 500
124			361, 100	326, 600	295, 900
125			361, 400	326, 800	296, 100
126				327, 100	296, 300
127				327, 500	296, 600
128				327, 700	297, 000
129				327, 800	297, 200
130				328, 100	297, 500
131				328, 500	297, 900
132				328, 700	298, 300
133				329, 000	298, 500
134				329, 400	298, 800
135				329, 800	299, 200
136				330, 200	299, 500
137				330, 500	299, 700

	138				330,900	300,000
	139				331,300	300,400
	140				331,700	300,700
	141				332,000	300,900
	142				332,400	301,300
	143				332,700	301,700
	144				333,100	302,000
	145				333,400	302,100
	146				333,800	302,400
	147				334,200	302,700
	148				334,600	303,100
	149				334,900	303,300
	150				335,300	303,500
	151				335,700	303,800
	152				336,100	304,100
	153				336,400	304,500
	154					304,700
	155					304,900
	156					305,200
	157					305,500
	158					305,800
	159					306,100
	160					306,400
	161					306,800
	162					307,100
	163					307,400
	164					307,700
	165					308,100
	166					308,400
	167					308,700
	168					309,000
	169					309,400
再任用職員		287,900	271,600	261,400	254,200	233,900

備考　この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

第２条　一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２３条第２項第１号中「１００分の８５」を「１００分の８０」に改め、同項第２号中「１００分の４０」を「１００分の３７．５」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２６年柏原市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

附則第１０項の見出し中「平成３０年３月３１日」を「平成２８年３月３１日」に改め、同項中「平成３０年３月３１日」を「平成２８年３月３１日」に、「１００分の１０を超えない範囲内で規則で定める割合」を「１００分の７」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第１から別表第３までの規定及び第３条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（附則第５項において「改正後の一部改正条例」という。）の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

３　改正後の給与条例第２３条第２項及び附則第２１項の規定は、平成２７年１２月１日から適用する。

（適用日前の異動者の号給等の調整）

４　平成２７年４月１日（以下「適用日」という。）前に職務の等級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

５　改正後の給与条例及び改正後の一部改正条例の規定を適用する場合におい

ては、第１条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例及び第３条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の一部改正条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第２０号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　特別職の職員の給与に関する条例（昭和３１年柏原市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２１２．５」を「１００分の２２２．５」に改める。

第２条　特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１９７．５」を「１００分の２０２．５」に、「１００分の２２２．５」を「１００分の２１７．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成２８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成２７年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第２１号

一般職の職員の給料月額の臨時特例に関する条例の制定について

一般職の職員の給料月額の臨時特例に関する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

一般職の職員の給料月額の臨時特例に関する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の特例）

第１条　平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）においては、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年柏原市条例第１８号。以下「一般職給与条例」という。）第３条第１項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年柏原市条例第１８号）附則第７項から第９項までの規定及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２６年柏原市条例第３４号）附則第７項から第９項までの規定により支給される給料月額を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、当該給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職員	割合
一般職給料表	特１等級に格付されている職員	１００分の７
	一般職給与条例第１３条第１項に規定する管理職員（特１等級に格付されている職員を除く。）	１００分の５
	その他の職員	１００分の３
教育職給料表	特１等級に格付されている職員	１００分の７
	一般職給与条例第１３条第１項に規定する管理職員（特１等級に格付されている職員を除く。）	１００分の５
	その他の職員	１００分の３
医療職給料表	特１等級の部長の職務に格付されて	１００分の７

	いる職員	
	一般職給与条例第１３条第１項に規定する管理職員（特１等級の部長の職務に格付されている職員を除く。）	１００分の５
	その他の職員	１００分の３

２　特例期間においては、一般職給与条例第１６条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、一般職給与条例第２０条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから１日の勤務時間に１８を乗じたものを減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

３　特例期間においては、一般職給与条例第２８条第１項から第４項までの規定の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　一般職給与条例第２８条第１項　第１項に定める額

(2)　一般職給与条例第２８条第２項又は第３項　第１項に定める額に１００分の８０を乗じて得た額

(3)　一般職給与条例第２８条第４項　第１項に定める額に、同条第４項の規定により当該職員に支給される給料月額に係る割合を乗じて得た額

（端数計算）

第２条　この条例の規定により給料月額の支給に当たって減ずることとされる額を計算する場合において、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（適用）

第３条　特例期間においては、次に掲げる規定の適用については、前２条の規定の例による。

(1)　職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和３２年柏原市条例第２０号）第３条

(2)　職員の育児休業等に関する条例（平成４年柏原市条例第１４号）第１０

条

(3)　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年柏原市条例第２号）第１４条第３項

(4)　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成１１年柏原市条例第２５号）第４条第１項又は第８条（単純労務職員に係るものに限る。）

(5)　公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成１４年柏原市条例第４号）第４条又は第８条（単純労務職員に係るものに限る。）

（適用除外）

第４条　特例期間においては、一般職給与条例附則第１８項の規定は、適用しない。

（企業職員に対する措置）

第５条　特例期間においては、水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年柏原市条例第４６号）第３条第１項又は柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年柏原市条例第８号）第３条第１項の規定により設けられた給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、この条例の規定に準じて、任命権者が必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

議案第２２号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和３２年柏原市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２６条」を「第２６条第２項」に改める。

第２条中第１号及び第２号を削り、第３号を第１号とし、第４号及び第５号を削り、第６号を第２号とし、第７号から第１１号までを削る。

第３条及び第４条を削り、第５条を第３条とする。

第６条及び第７条を削る。

第８条第１項中「、清掃主管課に所属する職員で」を削り、同条を第４条とする。

第９条から第１４条までを削り、第１５条を第５条とする。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

議案第２３号

職員の旅費に関する条例の一部改正について

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和４１年柏原市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１条を次のように改める。

（目的）

第１条　この条例は、特別職の職員及び一般職の職員に対して支給する旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

第２条第１項中第３号及び第４号を削り、第５号を第３号とし、同条第２項を削る。

第３条第２項第３号を削り、同条第３項中「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改め、同条第４項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下同じ。)」を削る。

第６条第１項中「、日当、宿泊料及び食卓料」を「及び宿泊料」に改め、同条中第６項を削り、第７項を第６項とし、第８項を削る。

第８条第１項ただし書中「４００キロメートル」を「鉄道旅行にあっては４００キロメートル、水路旅行にあっては５０キロメートル、陸路旅行にあっては５０キロメートル」に改める。

第９条を削る。

第１０条中「鉄道旅行又は水路旅行中」を「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中」に、「、職務の等級の変更等のため、鉄道賃又は船賃」を「のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃」に改め、同条を第９条とする。

第１１条中「旅行者が旅行者の職務よりも上位の職務にある者」を「一般職の職員が特別職の職員又は他の条例の規定により特別職の職員の旅費相当額の費用弁償の支給を受ける者」に、「、上位の職務にある者」を「、特別職の職員」に改め、同条を第１０条とする。

第１２条第１項を次のように改める。

鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金

による。

(1)　乗車に要する旅客運賃

(2)　急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、急行料金

(3)　座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第１号に規定する旅客運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

第１２条第２項中「前項」を「前項第２号」に改め、同項第１号中「１７０キロメートル」を「１００キロメートル」に改め、同項第２号中「１００キロメートル」を「５０キロメートル」に改め、同条に次の１項を加える。

３　第１項第３号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道１００キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

第１２条を第１１条とする。

第１３条第１項各号列記以外の部分中「及び特別船室料金」を「、寝台料金及び座席指定料金」に改め、同項第１号中「次に規定する」を「中級の」に改め、同号アからウまでを削り、同項第２号中「次に規定する」を「下級の」に改め、同号ア及びイを削り、同項第４号を次のように改める。

(4)　公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前３号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

第１３条第１項に次の１号を加える。

(5)　座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

第１３条第２項中「最上級」を「最下級」に改め、同条を第１２条とし、第１４条を第１３条とする。

第１５条中「旅客運賃」を「旅行の実費額」に改め、同条を第１４条とする。

第１６条を削る。

第１７条中「別表の定額による」を「特別職の職員については１３，２００円、一般職の職員については８，７００円とする」に改め、同条を第１５条とする。

第１８条から第２１条までを削る。

第２２条を第１６条とし、第２３条を第１７条とし、第２４条を第１８条と

する。

第２５条第２項中「第２条第１項第５号」を「第２条第３号」に改め、同条第３項を削り、同条を第１９条とする。

第２６条第２項中「場合には、」の次に「旅行の実費を限度として」を加え、同条を第２０条する。

第２７条中「労働基準法第１５条第３項」を「同法第１５条第３項」に改め、同条を第２１条とし、第２８条を第２２条とする。

別表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（議会等に出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

３　議会等に出頭した関係人等の実費弁償に関する条例（昭和３７年柏原市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「３等級の職務にある」を「一般職の」に改め、「(日当を除く。)」を削る。

第４条後段を削る。

（柏原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

４　柏原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４０年柏原市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項を次のように改める。

２　団員が公務のため旅行した場合には、職員の旅費に関する条例（昭和４１年柏原市条例第１５号）の規定を準用するものとし、一般職の職員に支給する旅費相当額を費用弁償として支給する。

第１５条第３項中「を準用する」を「の規定を準用する」に改める。

議案第２４号

柏原市こども医療費の助成に関する条例の一部改正について

柏原市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

柏原市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

柏原市こども医療費の助成に関する条例（平成５年柏原市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第１号を次のように改める。

(1)　こども　出生の日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。

第１条の２中第２号及び第３号を削り、第４号を第２号とする。

第２条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項第２号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2)　柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和５５年柏原市条例第２６号）による医療費の助成を受けることができる者

第２条第２項に次の１号を加える。

(4)　他の地方公共団体において、医療費の助成を受けることができる者

第２条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項に規定する者のほか、次に掲げる者は対象者とすることができる。

(1)　父又は母の一方が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１０条第１項の規定による命令（当該父又は母の他の一方からの申立てにより発せられたものに限る。)を受けているこどもであって、柏原市の区域内に居住しているもの

(2)　前号に準ずる者

第３条第１項ただし書を削る。

第５条第１項中「小学生等に係る」を削り、同条第２項を削る。

第６条中「前条第１項」を「前条」に改める。

第８条第１項中「小学生等に係る」を削り、同条第２項中「小学生等に係る」を削り、「小学生等」を「こども」に改め、同条第３項を削る。

第１０条中「小学生等」を「こども」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の柏原市こども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

（柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

３　柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和５５年柏原市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「居住地」を「住所」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項に次の１号を加え、同項を同条第３項とする。

(3)　他の地方公共団体において医療費の助成を受けることができる者

第２条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項に規定する者のほか、次に掲げる者は対象者とすることができる。

(1)　市の区域内に住所を有するひとり親家庭の父又は母が監護する児童であって、他の市町村（特別区を含む。）に住所を有する児童

(2)　父又は母の一方が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１０条第１項の規定による命令（当該父又は母の他の一方からの申立てにより発せられたものに限る。）を受けている児童及び当該児童を監護する父又は母であって、市の区域内に居住しているもの

(3)　前号に準ずる者

第２条の２第１項第１号中「又は養育者」を「、養育者又は前条第２項第２号に規定する父若しくは母」に改める。

議案第２５号

柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例の一部改正について

柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例（平成２４年柏原市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第５条各号列記以外の部分中「第１７条第２項」の次に「、第３６条第２項、第４０条の１５第２項」を加え、同条第１号中「第１７条第２項第１号」の次に「、第３６条第２項第１号、第４０条の１５第２項第１号」を加え、同条第２号中「第１７条第２項第３号」の次に「、第３６条第２項第３号、第４０条の１５第２項第４号」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第５条の規定は、この条例の施行の際現に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）附則第２０条第１項の規定により指定を受けたものとみなされた事業者が大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年大阪府条例第１１５号）第１１３条第２項又は第１３１条第２項の規定により保存している記録等についても適用する。

議案第２６号

柏原市国民健康保険条例の一部改正について

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏原市国民健康保険条例（昭和４２年柏原市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１４条の６中「５２万円」を「５４０，０００円」に改める。

第１４条の６の１０中「１７万円」を「１９０，０００円」に改める。

第２０条第１項各号列記以外の部分中「５２万円」を「５４０，０００円」に改め、同項第２号中「２６万円」を「２６５，０００円」に改め、同項第３号中「４７万円」を「４８０，０００円」に改め、同条第４項中「５２万円」を「５４０，０００円」に、「１７万円」を「１９０，０００円」に改め、同条第５項中「５２万円」を「５４０，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の柏原市国民健康保険条例の規定は、平成２８年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第２７号

平成２７年度柏原市一般会計補正予算（第８号）

平成２７年度柏原市の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２６７，４４４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６，３９６，１５２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の補正は、「第２表債務負担行為補正」による。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16　寄　　附　　金		100,002	230,405	330,407
	1　寄　　附　　金	100,002	230,405	330,407
18　諸　　収　　入		1,420,552	37,039	1,457,591
	5　雑　　入	703,761	37,039	740,800
歳　入　合　計		26,128,708	267,444	26,396,152

歳　　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総　　務　　費		2,748,029	267,444	3,015,473
	1　総　務　管　理　費	2,055,870	267,444	2,323,314
歳　出　合　計		26,128,708	267,444	26,396,152

第2表　債務負担行為補正

変　更

事　項	補正前		補正後	
	期　間	限度額	期　間	限度額
市内循環バス運行の一部に係る経費	平成２７年度から平成３３年度まで	93,400千円	平成２７年度から平成２９年度まで	22,100千円

平成２７年度柏原市一般会計補正予算（第８号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）１６　寄附金

（項）１　寄附金　　（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
16			寄附金	100,002	230,405	330,407			
	1		寄附金	100,002	230,405	330,407			
		1	指定寄附金	100,002	230,405	330,407			
							1 指定寄附金	230,405	まちづくり応援寄附金

（款）１８　諸収入

（項）５　雑入　　（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
18			諸収入	1,420,552	37,039	1,457,591			
	5		雑入	703,761	37,039	740,800			
		2	雑入	703,211	37,039	740,250			
							1 雑入	37,039	その他雑入

歳　　出

（款）２　総務費

（項）１　総務管理費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
2			総務費	2,748,029	267,444	3,015,473	230,405	37,039			
	1		総務管理費	2,055,870	267,444	2,323,314	230,405	37,039			
		4	財産管理費	495,480	230,405	725,885	その他 230,405				
									25 積立金	230,405	6 基金 ふるさと基金積立金
		5	企画費	58,719	37,039	95,758		37,039			
									12 役務費	270	2 ふるさと納税推進事業 手数料 270
									19 負担金、補助及び交付金	36,769	ふるさと納税推進負担金 36,769

議案第２８号

平成２７年度柏原市一般会計補正予算（第９号）

平成２７年度柏原市の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３９７，７１６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６，７９３，８６８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第２表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の補正は、「第３表地方債補正」による。

平成２８年２月２３日提出

柏原市長　中　野　隆　司

第1表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9　地方交付税		4,000,000	490,330	4,490,330
	1　地方交付税	4,000,000	490,330	4,490,330
13　国庫支出金		4,195,783	137,671	4,333,454
	1　国庫負担金	3,681,558	23,262	3,704,820
	2　国庫補助金	495,159	114,409	609,568
14　府支出金		1,616,566	24,901	1,641,467
	1　府負担金	1,063,781	24,901	1,088,682
15　財産収入		29,796	△ 2,103	27,693
	1　財産運用収入	25,794	△ 2,103	23,691
18　諸収入		1,457,591	△ 512,083	945,508
	5　雑入	740,800	△ 512,083	228,717
19　市債		1,850,618	259,000	2,109,618
	1　市債	1,850,618	259,000	2,109,618
歳入合計		26,396,152	397,716	26,793,868

歳　　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		3,015,473	48,371	3,063,844
	1　総務管理費	2,323,314	31,789	2,355,103
	3　戸籍住民基本台帳費	220,362	16,582	236,944
3　民生費		10,972,063	74,312	11,046,375
	1　社会福祉費	4,726,012	68,089	4,794,101
	2　児童福祉費	3,746,718	6,223	3,752,941
4　衛生費		3,411,423	△ 21,697	3,389,726
	2　清掃費	1,106,064	△ 21,697	1,084,367
7　土木費		2,010,430	△ 484	2,009,946
	3　都市計画費	318,164	△ 484	317,680
8　消防費		993,696	△ 30,312	963,384
	1　消防費	993,696	△ 30,312	963,384
9　教育費		2,634,390	327,526	2,961,916
	1　教育総務費	724,946	△ 5,629	719,317
	2　小学校費	628,285	333,155	961,440
歳出合計		26,396,152	397,716	26,793,868

第２表　繰越明許費

（単位　千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	情報セキュリティ強化対策事業	31,800
3 民生費	2 児童福祉費	保育システム改修事業	5,940
9 教育費	2 小学校費	小学校校舎耐震化事業	333,155

第３表　地 方 債 補 正

１　追　　加

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	借入先	償　還　の　方　法
情報セキュリティ強化対策事業債	千円 21,000	普通貸借又は証券発行。ただし、事業の進捗状況により起債額の全部または一部を前借することができる。	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・府 銀　　行 そ の 他	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等又は元金均等で、年賦又は半年賦で償還する。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。

２　変　　更　　（単位　千円）

起　債　の　目　的	限　　度　　額	
	補　　正　　前	補　　正　　後
義務教育施設整備事業	240,500	478,500

平成２７年度柏原市一般会計補正予算（第９号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）９　地方交付税

（項）１　地方交付税　　（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
9			地方交付税	4,000,000	490,330	4,490,330			
	1		地方交付税	4,000,000	490,330	4,490,330			
		1	地方交付税	4,000,000	490,330	4,490,330			
							1 地方交付税	490,330	普通交付税

（款）１３　国庫支出金

（項）１　国庫負担金　　（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
13			国庫支出金	4,195,783	137,671	4,333,454			
	1		国庫負担金	3,681,558	23,262	3,704,820			
		1	民生費国庫負担金	3,678,881	23,262	3,702,143			
							1 社会福祉費負担金	23,262	障害者自立支援給付費負担金　18,575 保険基盤安定負担金　4,687

（項）２　国庫補助金　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
	2		国庫補助金	495,159	114,409	609,568			
		1	総務費国庫補助金	54,839	27,282	82,121			
							1 総務管理費補助金	10,700	地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金
							2 戸籍住民基本台帳費補助金	16,582	個人番号カード交付事業費補助金　12,074 個人番号カード交付事務費補助金　4,508
		2	民生費国庫補助金	255,411	1,000	256,411			
							2 児童福祉費補助金	1,000	子どものための教育・保育事業費補助金
		5	教育費国庫補助金	125,172	86,127	211,299			
							1 小学校費補助金	85,155	学校施設環境改善交付金
							3 幼稚園費補助金	972	幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金

（款）１４　府支出金

（項）１　府負担金　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
14			府支出金	1,616,566	24,901	1,641,467			
	1		府負担金	1,063,781	24,901	1,088,682			
		1	民生費府負担金	1,062,443	24,901	1,087,344			
							1 社会福祉費負担金	24,901	障害者自立支援給付費負担金 9,287 保険基盤安定負担金（国民健康保険分） 15,614

（款）１５　財産収入

（項）１　財産運用収入　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
15			財産収入	29,796	△ 2,103	27,693			
	1		財産運用収入	25,794	△ 2,103	23,691			
		2	利子及び配当金	4,215	△ 1,341	2,874			
							1 利子及び配当金	△ 1,341	財政調整基金 △ 723 公共施設等整備基金 △ 59 公園等整備事業基金 △ 484 文化・スポーツ国際交流基金 △ 75
		3	基金運用収入	6,272	△ 762	5,510			
							1 基金運用収入	△ 762	財政調整基金繰替運用収入

（款）１８　諸収入

（項）５　雑入　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
18			諸収入	1,457,591	△ 512,083	945,508			
	5		雑入	740,800	△ 512,083	228,717			
		2	雑入	740,250	△ 512,083	228,167			
							1 雑入	△ 512,083	その他雑入

（款）１９　市債

（項）１　市債　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
19			市債	1,850,618	259,000	2,109,618				
	1		市債	1,850,618	259,000	2,109,618				
		4	教育債	240,500	238,000	478,500				
							1 小学校債	238,000	柏原小学校校舎耐震化事業債	167,000
									柏原東小学校校舎耐震化事業債	71,000
		7	総務債	0	21,000	21,000				
							1 総務管理債	21,000	情報セキュリティ強化対策事業債	

歳　　出

（款）２　総務費

（項）１　総務管理費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
2			総務費	3,015,473	48,371	3,063,844	46,663	1,708			
	1		総務管理費	2,323,314	31,789	2,355,103	30,081	1,708			
		2	文書広報費	33,003	1,608	34,611		1,608			
									13 委託料	1,608	9 法務課事務費 例規データベース更新委託料
		4	財産管理費	725,885	△ 1,544	724,341	その他 △ 1,544				
									25 積立金	△ 1,544	6 基金 公共施設等整備基金　△ 59 積立金 財政調整基金積立金　△ 1,485

（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
		6	国際事業費	870	△ 75	795	その他 △ 75				
									19 負担金、補助及び交付金	△ 568	1 国際交流事業 文化・スポーツ国際交流事業補助金 △ 568
									25 積立金	493	2 基金 文化・スポーツ国際交流基金積立金 493
		9	情報管理費	224,284	31,800	256,084	国庫支出金 10,700 地方債 21,000	100			
									15 工事請負費	31,800	4 情報セキュリティ強化対策事業 情報セキュリティ強化対策工事

（項）３　戸籍住民基本台帳費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
	3		戸籍住民基本台帳費	220,362	16,582	236,944	16,582				
		1	戸籍住民基本台帳費	220,362	16,582	236,944	国庫支出金 16,582				
									7 賃金	3,938	2 市民課事務費
									11 需用費	50	アルバイト賃金 3,938
									12 役務費	520	消耗品費 50
									19 負担金、補助及び交付金	12,074	通信運搬費 520
											番号制度関連事務交付金 12,074

（款）３　民生費

（項）１　社会福祉費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
3			民生費	10,972,063	74,312	11,046,375	50,135	24,177			
	1		社会福祉費	4,726,012	68,089	4,794,101	48,163	19,926			
		1	社会福祉総務費	1,220,571	30,939	1,251,510	国庫支出金 4,687 府支出金 15,614	10,638			
									28 繰出金	30,939	9 国民健康保険事業会計繰出金（事業勘定） 保険基盤安定繰出金 27,067 10 国民健康保険事業会計繰出金（施設勘定 堅上診療所） 3,872
		3	障害者自立支援費	1,207,209	37,150	1,244,359	国庫支出金 18,575 府支出金 9,287	9,288			
									20 扶助費	37,150	1 障害者自立支援給付等事業 障害者自立支援給付費

（項）２　児童福祉費　　（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
2		児童福祉費	3,746,718	6,223	3,752,941	1,972	4,251			
	1	児童福祉総務費	275,177	6,223	281,400	国庫支出金 1,972	4,251			
								13 委託料	5,940	2 こども育成課事務費 保育システム改修業務委託料 5,940
								23 償還金、利子及び割引料	283	平成２６年度府負担金返還金 283

（款）４　衛生費

（項）２　清掃費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
4			衛生費	3,411,423	△ 21,697	3,389,726		△ 21,697			
	2		清掃費	1,106,064	△ 21,697	1,084,367		△ 21,697			
		1	清掃総務費	801,978	△ 21,697	780,281		△ 21,697			
									19 負担金、補助及び交付金	△ 21,697	7 柏羽藤環境事業組合負担金

（款） 7　土木費

（項） 3　都市計画費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
7			土木費	2,010,430	△ 484	2,009,946	△ 484				
	3		都市計画費	318,164	△ 484	317,680	△ 484				
		3	公園緑化費	120,846	△ 484	120,362	その他 △ 484				
									25 積立金	△ 484	12 基金 公園等整備事業基金積立金

（款） 8　消防費

（項） 1　消防費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
8			消防費	993,696	△ 30,312	963,384		△ 30,312			
	1		消防費	993,696	△ 30,312	963,384		△ 30,312			
		1	常備消防費	793,742	△ 30,312	763,430		△ 30,312			
									19 負担金、補助及び交付金	△ 30,312	2 柏羽藤消防組合負担金

（款）９　教育費

（項）１　教育総務費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
9			教育費	2,634,390	327,526	2,961,916	323,155	4,371			
	1		教育総務費	724,946	△ 5,629	719,317		△ 5,629			
		4	学校給食費	305,582	△ 5,629	299,953		△ 5,629			
									19 負担金、補助及び交付金	△ 5,629	1 藤柏学校給食組合負担金

（項）２　小学校費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
	2		小学校費	628,285	333,155	961,440	323,155	10,000			
		3	学校建設費	256,506	333,155	589,661	国庫支出金 85,155 地方債 238,000	10,000			
									13 委託料	7,192	1 小学校校舎耐震化事業
									15 工事請負費	325,963	柏原小学校校舎耐震化工事監理業務委託料　4,805
											柏原東小学校校舎耐震化工事監理業務委託料　2,387
											柏原小学校校舎耐震化工事（図面番号　１－１）　226,010
											柏原東小学校校舎耐震化工事（図面番号　１－２）　99,953

議案第２９号

平成２７年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）

平成２７年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第１条　歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第１表歳入予算補正」による。

平成２８年２月２３日提出

柏 原 市 長　　中　　野　　隆　　司

第1表　歳 入 予 算 補 正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8　繰　　入　　金		897,099	27,067	924,166
	1　他会計繰入金	897,099	27,067	924,166
9　諸　　収　　入		1,076,513	△ 27,067	1,049,446
	3　雑　　入	1,076,509	△ 27,067	1,049,442
歳　入　合　計		11,861,101	0	11,861,101

平成２７年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）説明書

歳入補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）８　繰入金

（項）１　他会計繰入金　　（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
8			繰入金	897,099	27,067	924,166			
	1		他会計繰入金	897,099	27,067	924,166			
		1	一般会計繰入金	897,099	27,067	924,166			
							1 保険基盤安定繰入金	27,067	保険基盤安定繰入金

（款）９　諸収入

（項）３　雑入

（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
9			諸収入	1,076,513	△ 27,067	1,049,446			
	3		雑入	1,076,509	△ 27,067	1,049,442			
		6	雑入	1,069,617	△ 27,067	1,042,550			
							1 雑入	△ 27,067	その他雑入

議案第３０号

平成２７年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第１号）

平成２７年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第１条　歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第１表歳入予算補正」による。

平成２８年２月２３日提出

柏 原 市 長　中　野　隆　司

第1表　歳 入 予 算 補 正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　診　療　収　入		8,673	△ 381	8,292
	1　外　来　収　入	8,673	△ 381	8,292
3　諸　収　入		3,722	△ 3,491	231
	2　雑　入	3,721	△ 3,491	230
4　繰　入　金		0	3,872	3,872
	1　他会計繰入金	0	3,872	3,872
歳　入　合　計		12,406	0	12,406

平成２７年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第１号）説明書

歳入補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）１　診療収入

（項）１　外来収入　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
1			診療収入	8,673	△ 381	8,292			
	1		外来収入	8,673	△ 381	8,292			
		1	診療報酬	8,673	△ 381	8,292			
							1 現年度分	△ 381	診療報酬

（款）３　諸収入

（項）２　雑入　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
3			諸収入	3,722	△ 3,491	231			
	2		雑入	3,721	△ 3,491	230			
		1	雑入	3,721	△ 3,491	230			
							1 雑入	△ 3,491	その他雑入

（款）４　繰入金

（項）１　他会計繰入金　　（単位　千円）

款	項	目	項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
4			繰入金	0	3,872	3,872			
	1		他会計繰入金	0	3,872	3,872			
		1	一般会計繰入金	0	3,872	3,872			
							1 繰入金	3,872	一般会計繰入金